

第 15 回日本博物科学会総会議事要旨

日 程：令和 2 年 7 月 3 日（金）

方 法：メール回議

出席者：別紙「博物科学会総会回答票」のとおり

協議事項 1：2020 年度の役員（監事）について（資料 1）

日本博物科学会会則第 11 条 4 及び日本博物科学会細則第 5 条 3 により、2020 年度の監事について、提案があった。

（参考①）日本博物科学会会則第 11 条

2. 理事は大学博物館等協議会会員の長、全員とする。

4. 監事は理事以外から総会で選出する。

（参考②）日本博物科学会細則第 5 条 3

監事は、大学博物館等協議会の監査を務める博物館等の会員とする。

採決を行った結果、賛成が回答の過半数に達したので、本議案は原案どおり承認された。

協議事項 2：2021 年度からの役員（会長・副会長）について（資料 1）

日本博物科学会会則第 11 条 3 により、2021 年度の会長・副会長について、提案があった。

（参考③）日本博物科学会会則第 11 条 3

会長及び副会長は、理事の中から選出し、総会で承認する。

採決を行った結果、賛成が回答の過半数に達したので、本議案は原案どおり承認された。

協議事項 3：2021 年度からの役員（監事）について（資料 1）

日本博物科学会会則第 11 条 4（上記参考①）及び、日本博物科学会細則第 5 条 3（上記参考②）により、2021 年度の監事について、提案があった。

採決を行った結果、賛成が回答の過半数に達したので、本議案は原案どおり承認された。

協議事項 4：2019 年度の事業報告について（資料 2）

資料 2 に基づき提案があった。

採決を行った結果、賛成が回答の過半数に達したので、本議案は原案どおり承認された。

協議事項 5：2020 年度の事業計画について（資料 2）

資料 2 に基づき提案があった。

採決を行った結果、賛成が回答の過半数に達したので、本議案は原案どおり承認された。

協議事項 6：その他

特になし。

報告事項 1：日本博物科学会会則の改正について（資料 3）

資料 3 に基づき報告があった。

報告事項 2：日本博物科学会細則の改正について（資料 4）

資料 4 に基づき報告があった。

報告事項 3：日本博物科学会への新規入会および退会について（資料 5）

資料 5 に基づき報告があった。

報告事項 4：その他

特になし。